登別市立幌別中学校 いじめ防止基本方針構造図

いじめ防止対策推進法 2条1項 いじめの定義 登別市立幌別中学校「いじめ防止基本方針」

基本理念

北海道いじめの防止等に関する条例

3条 基 本 理 念

あいさつ運動

携帯・スマホ教室

- チャンス相談
- 教育相談
- •三者懇談,家庭訪問
- ・いじめアンケート
- ・ネットパトロール
- ほっとの活用(年に2回)
- 地域や家庭との連携活動

・ 充実した研修により、 教師の資質能力の向上

情報開示

<目指す生徒像>

自尊感情を高め、自分に自信を持ち、

互いに心を開き、認め合い、心の交流を通し、協力

して物事を成し遂げることができる生徒

いじめ未然防止

ピンクシャツデーにおける取組

DBA集会(いじめ撲滅集会)

- ・心のふれあいを大切にした授業
- ・生徒一人一人を大切にした授業

行動•連携

いじめ防止・不登校対策委員会

早期発見

と早期対応

構成:校長,教頭,生徒指導部長,いじめ不登 |構成:校長,教頭,生徒指導部長 校担当、養護教諭、関係担任、スクール

カウンセラー,心の教室相談員活動:未然防止のための年間活動計画の作成

調査及びに教育相談に関すること : いじめ事案の対応に関すること

: いじめに関わる生徒理解に関すること

急開催する。

地域いじめ対策委員会

PTA正副会長

コミュニティ・スクール正副会長 活動:未然防止のための年間活動計画の承認

: 調査及び教育相談に関わることの報告: いじめ事案の対応に関することの検討

:いじめに関わる生徒理解に関する検討

開催:定例会とする。いじめ事案発生時には緊 **開催**:定例会とする。いじめ事案発生時には緊急開催す

構成:教育委員会と協議の上,決定

活動:いじめ事案の対応に関すること

開催:いじめ事案発生時に緊急開催する。

重大事案対策委員会

いじめへの措置

- •いじめ相談を受けた場合は、即日もしくは数日以内に教師や生徒などを対象に調査を行い事実の有無
- ・いじめが確認された場合は、即座にいじめをやめさせ、情報を開示しながら、いじめを受けた生徒や 保護者への緊密な支援を行い、いじめを行った生徒や保護者に対しては指導助言を継続的に進め再発
- •いじめを受けた生徒が、安心して学校生活を送るため、必要な状況が生じた場合は、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒を、保護者と連携を図りながら、一定期間家庭学習及び別室で学習させ
- 生徒、保護者含めいじめの関係者における争いを生じさせないため、いじめの事実及び対処の仕方を 共有するための措置を講じる。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめの事案については、教育委員会及び所轄警察署など関係機関 と連携し対処する。

いじめへの措置

- ・重大事態が発生した場合は、登別市教育委 員会へすみやかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対する 関係機関による組織を設置する。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ は、教育委員会及び所轄警察署と連携し厳 正に対処する。

「いじめの実態把握,いじめ未然防止の取組や早期発見,対応,組織の運用などマネジメント サイクルにより実践の検証を実施する」 いじめ防止の評価

- ①いじめの調査及び分析に関わる内容 ②いじめ未然防止に関わる内容 ③いじめの早期発見に関わる内容 ④いじめの再発防止に関わる内容
- ②いじめ防止に対する教職員の指導及び連携に関わる内容 ⑥関係機関との連携に関わる内容 ⑦いじめ防止の組織運用に関わる内容 ⑧地域、保護者の連携に関わる内容